

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報の提供

派遣元事業主 鳥取県米子市角盤町1丁目76番地
 NTT西日本米子支店ビル2階
 鳥取県シルバー人材センター連合会

○令和4年度 事業所別シルバー派遣実績等

事業所	派遣者数	受注件数	派遣料金(円)	派遣労働者賃金(円)	マージン率(%)
連 合 会	15	6	11,995	9,133	23.9
鳥 取 市	77	63	11,542	8,887	23.0
米子広域	91	97	10,451	8,148	22.0
倉 吉 市	62	34	9,547	7,278	23.8
境 港 市	23	15	10,404	7,975	23.3
南部広域	51	18	9,799	7,730	21.1
大 山 町	17	8	10,862	8,380	22.9
岩 美 町	4	1	10,243	7,760	24.2
智 頭 町	26	9	9,079	7,457	17.9
八 頭 町	17	5	10,291	8,255	19.8
湯梨浜町	5	2	11,548	9,582	17.0
琴 浦 町	9	7	10,360	8,083	22.0
北 栄 町	24	16	9,516	7,531	20.9

・派遣料金 1人1日(8時間当たりの平均額)

・派遣労働者賃金 1人1日(8時間当たりの平均額)

・マージン率 $\frac{\text{派遣料金} - \text{派遣労働者賃金}}{\text{派遣料金}} = \text{小数点第2四捨五入}$

・派遣者数 令和5年3月31日現在

○キャリア形成支援に関すること

・キャリア・コンサルティング相談窓口

鳥取県内各シルバー人材センター(派遣事業所)に相談窓口を設置しています。

○派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

・事業所名 : 鳥取市、倉吉市、境港市、南部広域、岩美町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町

・労使協定の締結 : あり(上記事業所ごとに当該協定の有効期間あり)

・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

○その他の事項

・労災保険加入

・社会保険、雇用保険は原則加入なし

当会が実施するシルバー派遣事業は、60歳以上の会員が「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に限定されているため。

ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、鳥取県から指定を受けている業種及び職種の場合は、業務状況により加入。

○情報提供

派遣法第23条第5項(抜粋)

(事業報告等)

第23条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

4 (省略)

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

派遣則第18条の2第1項

(情報提供の方法等)

第18条の2 法第23条第5項の規定による情報の提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

2 法第23条第5項の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所(以下この項において「一の事業所」という。)ごとの当該事業に係る労働者派遣に関する料金の額の平均額(当該事業年度における派遣労働者1人一日当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額をいう。以下この条において同じ。)から派遣労働者の賃金の額の平均額(当該事業年度における派遣労働者1人一日当たりの賃金の額の平均額をいう。次項において同じ。)を控除した額を労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。ただし、一の事業所が当該派遣元事業主の労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行っている場合には、その範囲内において同様の方法により当該割合を算定することを妨げない。

3 法第23条第5項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 労働者派遣に関する料金の額の平均額

二 派遣労働者の賃金の額の平均額

三 法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別

四 法第30条の4第1項の協定を締結している場合にあっては、協定対象派遣労働者(法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者をいう。以下同じ。)の範囲及び当該協定の有効期間の終期

五 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項